

令和3・4年度入札参加資格審査における主観的事項算定について

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第8条第1項第2号の主観的事項について、次のとおり定めるものとする。

1 工事成績

工事成績は、法制契約課で発注した（上下水道局を含む）工事で、平成31年1月1日から令和2年12月末日（以下「対象期間」という。）までに竣工検査を受けたもので、業種ごとの工事を対象とし、同一業種で受検工事が2以上あるときは、その平均値（小数点以下切り捨て）により算定し、付加点数は第1表のとおりとする。ただし、表にない工事成績点数の付加点数については、 $[1.5 \times (\text{工事成績点数} - 60) + 40]$ の数式により求めた点数とする。なお、前回登録業者で対象期間に一度も契約締結していない業者、又は契約を締結しているが竣工検査が終わっていない業者には、工事成績の普通である40点を付加し、新規登録業者については、点数を付加しないこととする。

第1表

	□ 優秀 成績 ≥ 90		□ 良好 $90 > \text{成績} \geq 75$			□ 普通 $75 > \text{成績} \geq 60$			
平均値	100	95	90	85	80	75	70	65	60
付加点数	100	92.5	85	77.5	70	62.5	55	47.5	40

2 経営状況

経営状況は、対象期間において不渡りの発生及び銀行取引停止を受けた業者を対象とし、付加点数は第2表のとおりとする。

第2表

	不渡り	銀行取引停止
付加点数	-25	-50

3 指名停止状況

指名停止は、那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領第2条に基づき、対象期間において指名停止を受けた業者に対し、第3表のとおり点数を付加するものとする。

第3表

	1月以内	3月以内	6月以内	12月以内	24月以内
付加点数	-30	-35	-40	-45	-50

4 障害者雇用人数

障害者の雇用人数により、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する雇用義務達成の一般事業主(第4表)及び障害者の雇用に積極的に取り組んでいる業者(法定雇用義務がない業者)(第4-1表)に対し、次のとおり点数を付加するものとする。

第4表

	雇用義務達成の事業者	雇用義務未達成の事業者
付加点数	5	-10

第4-1表

	2人以下雇用	3人以上雇用
付加点数	5	10

5 技術者雇用人数

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、造園工事業につき技術者の雇用人数により、第5表のとおり点数を付加するものとする。

第5表

資格者	1級技術者	2級技術者
付加点数	3	1
	最高(合計)50点までとする	

6 雇用の規模

令和2年7月1日現在における健康保険・厚生年金保険等の被保険者数により、第6表のとおり点数を付加するものとする。

第6表

	1人～9人	10人～29人	30人以上
付加点数	10	20	30

7 ISO認証取得及びエコアクション21の認証・登録

ISO認証取得及びエコアクション21の認証・登録により、第7表のとおり点数を付加するものとする。

第7表

	ISO9000S	ISO14000S	エコアクション21
付加点数	15	15	5

※ ISO9000S及び14000Sの認証取得並びにエコアクション21の認証登録の場合、最高付加点数は30点

8 本店登記期間（個人の場合は、営業年数）

市内における本店登記期間（個人の場合は、営業年数）により、第8表のとおり点数を付加するものとする。

第8表

	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
付加点数	5	10	15

9 優秀建設工事表彰

直前2年度において完成した工事で那覇市優秀建設工事表彰を受けた施工業者
+20点

（但し、同一業種の重複は不可）

10 社会貢献

本市とボランティア協定及び災害時における応援協定等を締結した業者

	ボランティア協定	災害時における応援協定等
付加点数	10	5

※ボランティア協定を複数締結した場合、最高付加得点は15点

※ボランティア協定及び災害時における応援協定等を締結している場合、最高付加点数は15点